

環境計量証明事業（MLAPを含む）に関する現状（実施概要）
社会的要請、環境計量証明事業の今後のあり方、期待すること

平成17年11月15日
神奈川県環境農政部

1 水質測定調査関係

(1) 委託発注状況

- ・業者選定要件（平成16年度実績）

次の要件による

県土整備部建設業課（建設業審査班）で作成した指名競争入札参加資格者名簿（コンサルタント）の「水質汚染」に登録されていること。

水質測定調査業務で発注する項目をすべて自社で分析可能なこと。事前に上記名簿の登録業者に実態調査（アンケート）を実施し、その結果による。

神奈川県内に本社、支社もしくは分析機関を有していること。

(2) 精度管理に係る特記事項

委託仕様書により、受託業者は水質測定業務を受託後、速やかに委託実施計画書を提出するが、その中に精度管理体制（受託者による精度管理への取り組み等）を記載することとしている。

委託仕様書により、受託者の過失や精度管理上の不備により、異常な測定結果が得られた場合は、受託者の責任で再測定を行う。

受託者は年1回大気水質課の行う精度管理調査に参加することを委託契約説明会時に指示している。一定濃度に調整された試料を各々分析し、結果を報告する。報告値が一定の範囲に収まっていなかった場合は原因追及も含めて県より指導を行う。

2 ダイオキシン類調査関係

(1) 委託発注状況

ア 委託業者の選定等（平成16年度実績）

原則、次の要件を満たす機関を選定する。

計量法に基づき特定計量証明事業者として認定され、登録していること
県「指名競争入札参加資格者名簿」に登録し、業種認定されていること

イ 仕様書における精度管理に係る特記事項

精度管理については、原則、環境省が定める精度管理指針に従うものとし、報告書提出時に関係書類を添付し、管理状況を報告しなければならない（標準作業手順書、器具の洗浄保管・機器の調整記録類、一連の操作記録類、組織的に管理されたことを示す検印付きの書類など）。

委託業務に係る県が行う検査には、採取・分析現場の立会及び説明、必要な資料の提供及び説明等の協力を行わなければならない。

また、異常値が認められた場合、その経過・原因を検討し、速やかに報告することとし、なお、受託者の過失や精度管理上の不備により異常値が生じた場合には無償で必要な再測定を行うこととしている。

(2) 精度管理等の不適事項が判明した場合の対応

ア 異常値が認められた場合等、その経過・原因・再発防止策を速やかに報告するよう指導するとともに、受託者の過失や不備により異常値が生じた場合には無償で必要な再測定を行うこととしている。

イ 精度管理等の不適事項が判明した場合には県域の市町村等に注意喚気するとともに、市町村等の発注事業での関係情報の収集も行い、県の委託発注への反映に努めている。

(3) 特定計量証明事業への要望等

地方自治体等から発注した業務において、精度管理等の不適事項が判明した場合には、経産省やNITE（製品評価技術基盤機構）で情報を収集する仕組みを確立し、公表等の対応を講ずるべきと考える。

また、収集した情報をMLAP再認定時のチェックに活かすような仕組みを確立し、精度管理上の不備による問題等の再発防止に努めるべきと考える。

(4) 分析機関のチェック体制について

自治体等の発注側へ異常値等を報告することの無いよう、作業手順をトレースするようなチェックの他、（発注者が過去に実施した調査などの）他の結果の濃度範囲や代表的な異性体分布との比較を行うなど、総括的な視点を持って、内存する誤りを見つけ出すような手法を導入すべきと考える。